

価 格	5,000万円 (坪単価：35.21万円)
土地面積 (公簿)	469.46㎡ (142.0坪)
交 通	JR東海道本線【三島駅】2.2km
学 区	山田小学校・山田中学校
物件所在	三島市加茂18番3
概 要 (土地)	
都市計画	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
建蔽率/容積率	50% / 80%
他の法令上の制限	建築基準法第22条指定区域
条件等	現況渡し
現況/引渡日	更地 / 相談
道 路	北西側/幅員6.0m/公道 (1項1号)
土地権利	所有権
地 目	宅地
設 備	東京電力・集中プロパンガス・公営水道・公共下水道
備 考	静岡県建築基準条例第10条 (かけ条例) 加茂地区計画区域内 (A地区：住居専用)

※物件案内書と現況に相違がある場合は現況を優先します







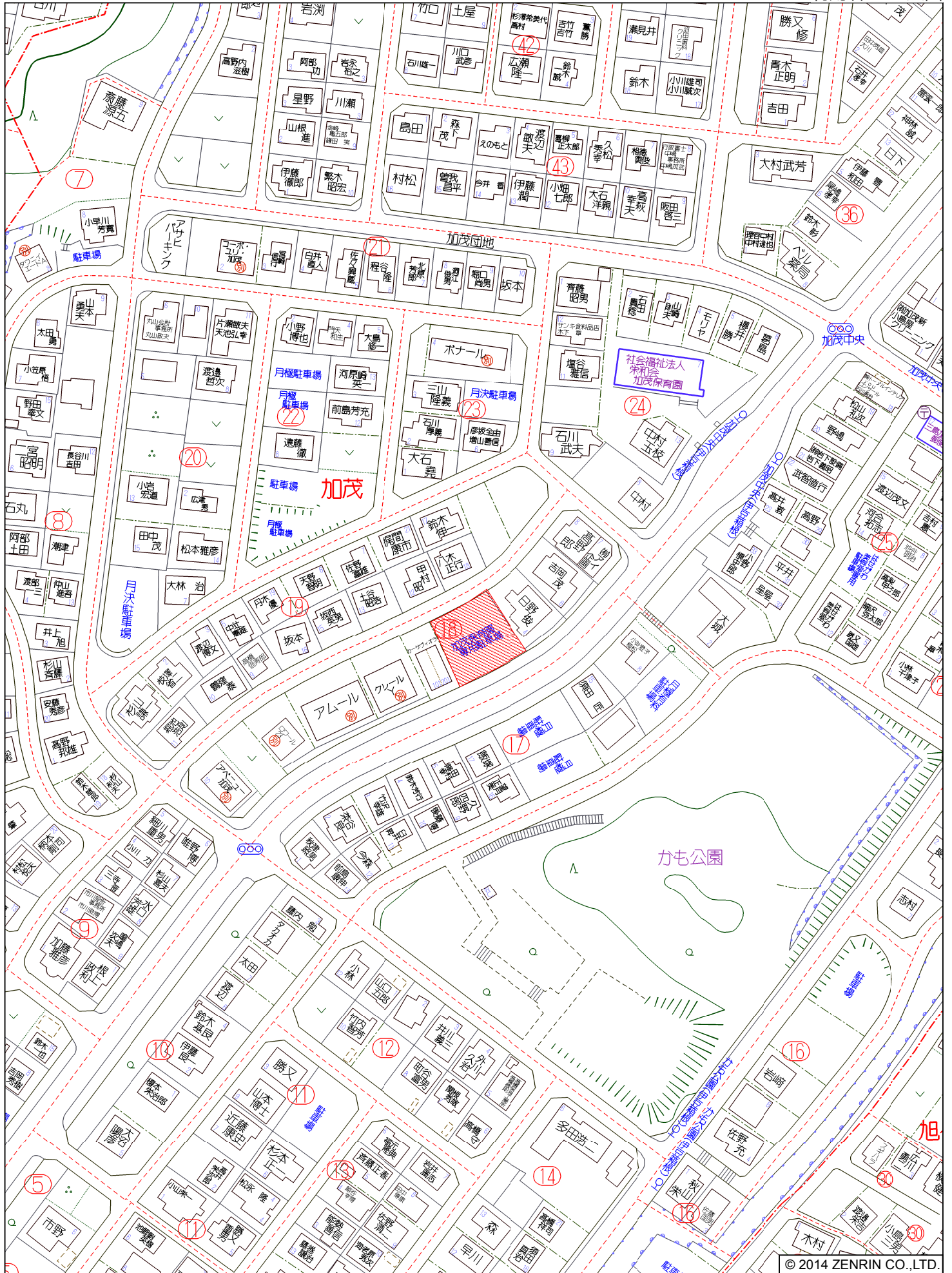
# 三島市ハザードマップ



対象物件

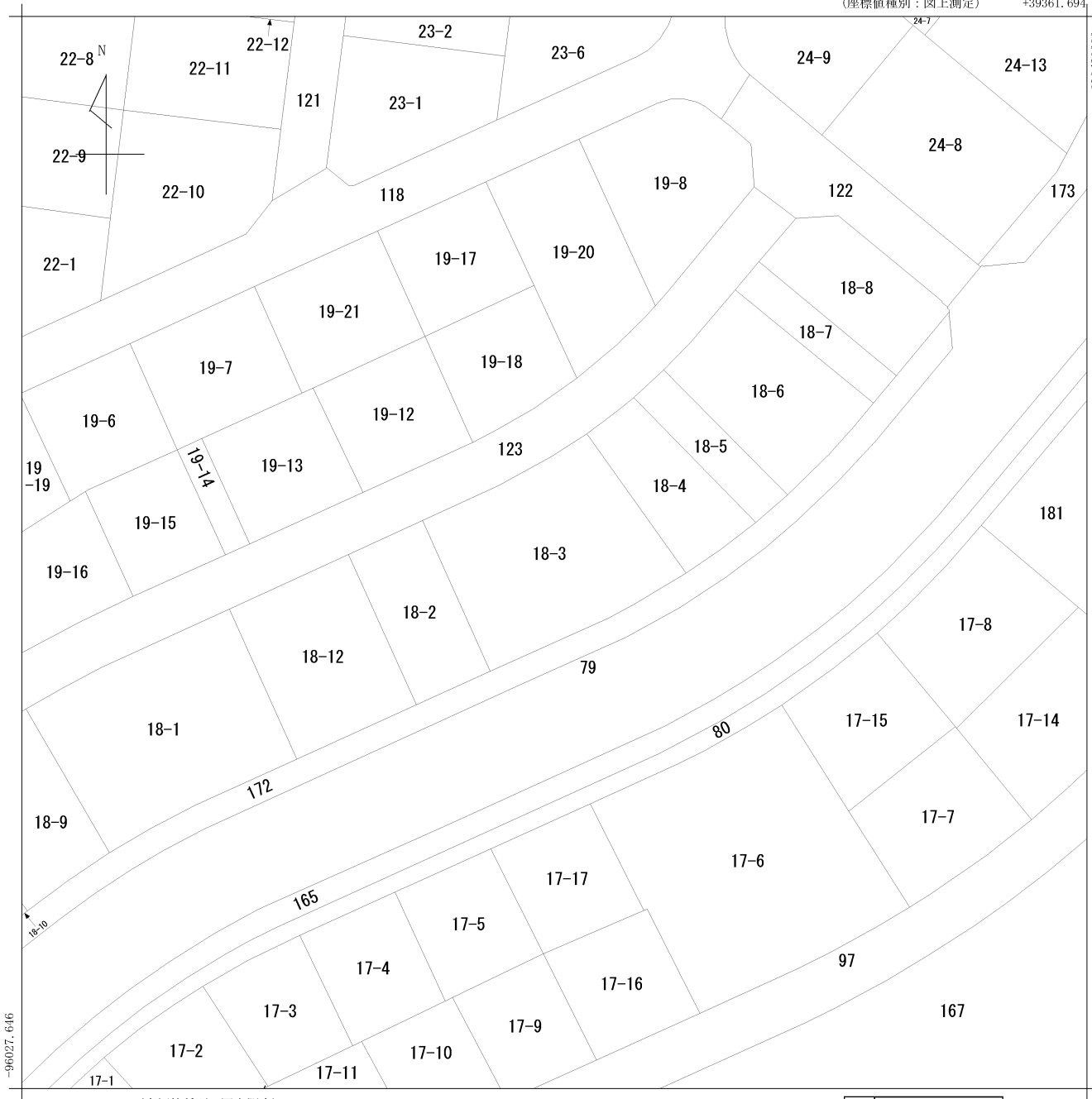
- 凡例
- 対象物件 (Target Property) [Orange square]
  - 土砂災害特別警戒区域 (Special Hazard Zone for Landslides) [Pink square]
  - 土砂災害警戒区域 (Hazard Zone for Landslides) [Orange square]





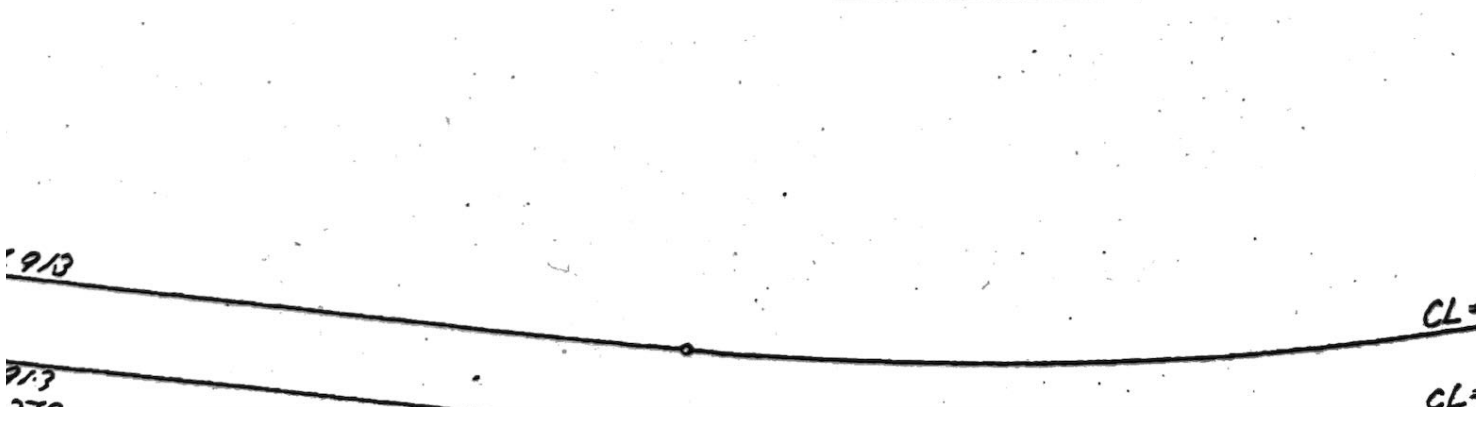
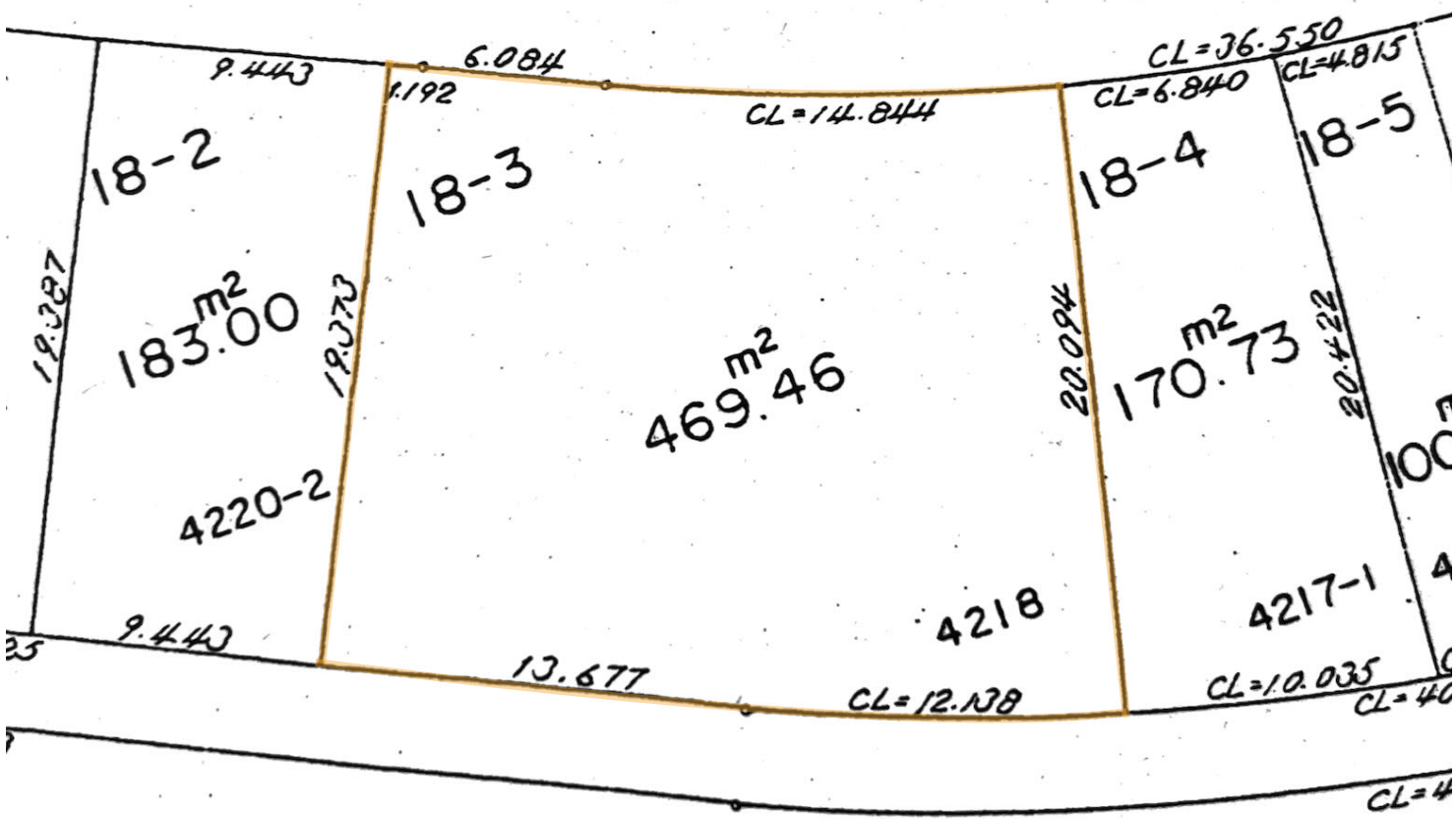
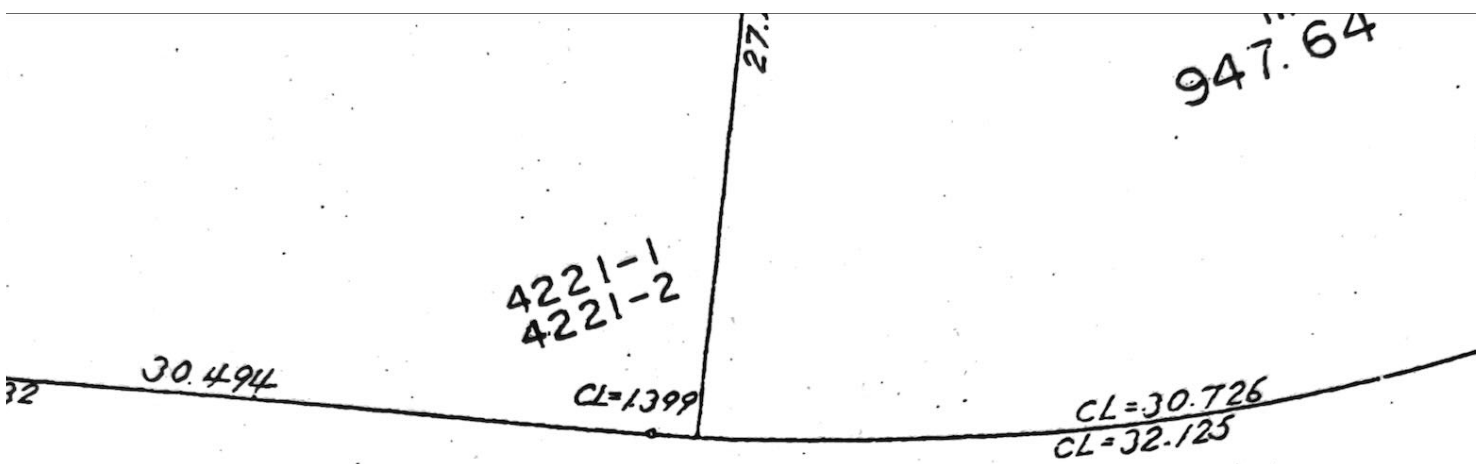


(座標値種別：図上測定) +39361.694



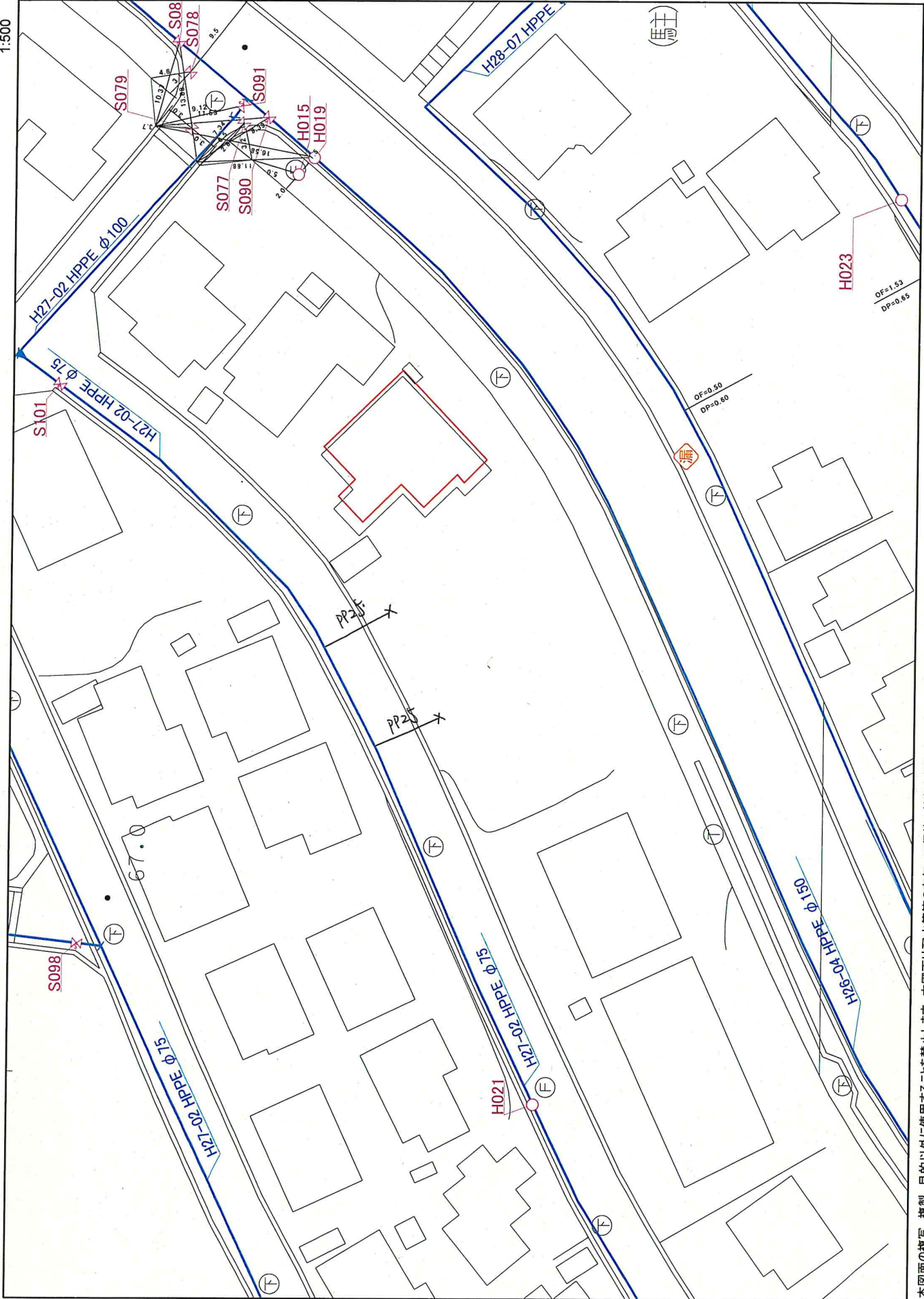
地番区域見出  
加茂

請求部	所在	三島市加茂				地番	18番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和54年1月9日			備付年月日(原図)		補記事項				



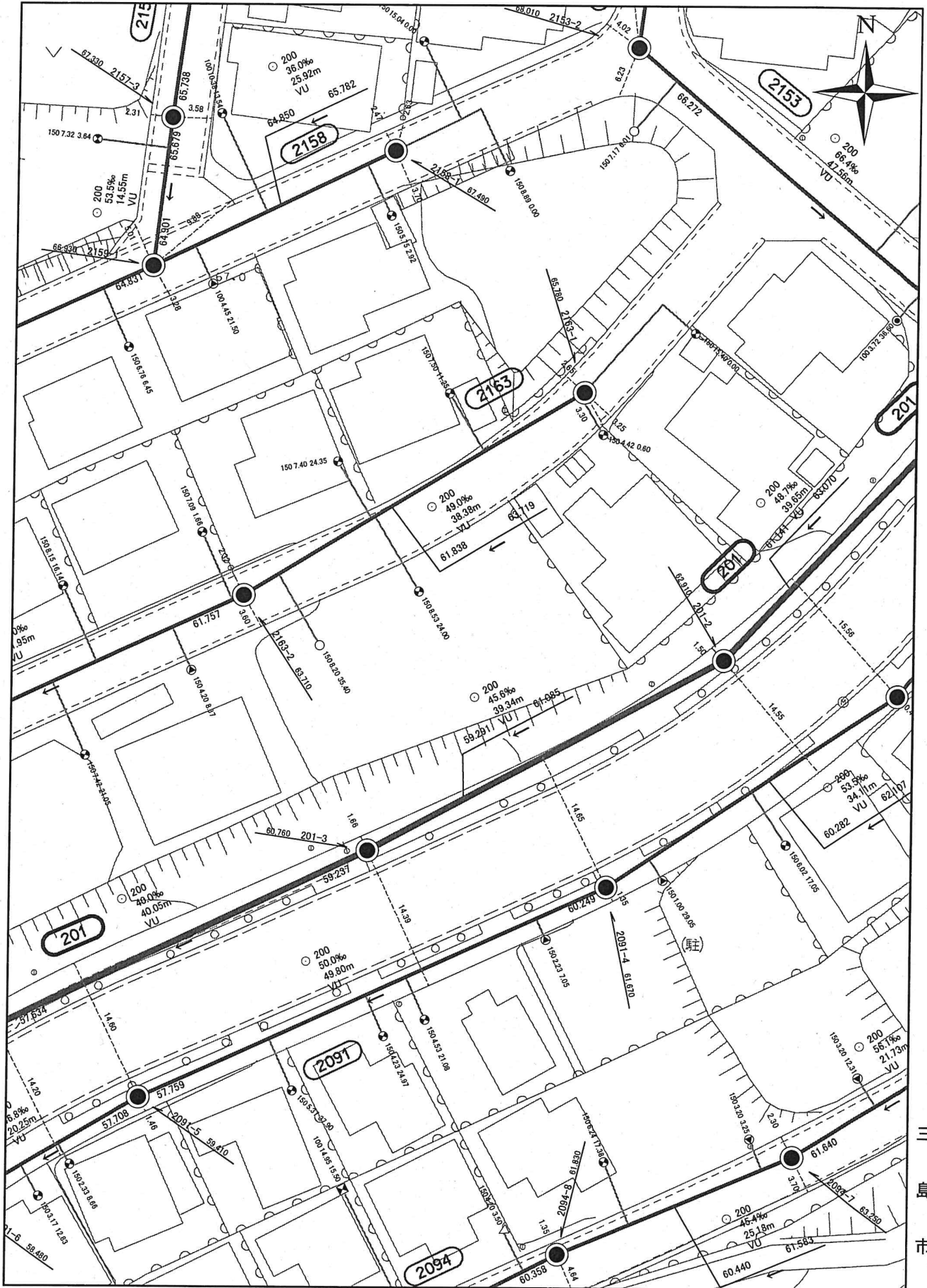


1:500



本図面の複写、複製、目的以外に使用することを禁止します。本図面は配水管等の有無、口径等の情報を保証するものではありません。

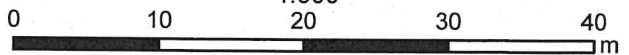
# 三島市公共下水道台帳図



三島市

本公共下水道施設平面図は、下水道管等の概ねの位置を示しております。また、下水道工事や道路工事等により現況と異なる場合がありますので位置情報等は現地でご確認ください。なお、本施設平面図を許可なく複製、転載、配布することを禁じます。

1:500



令和5年5月24日



宛先

有限会社 アイ企画

御担当 高野様

発信者

(株)TOKAI三島支店

三島市梅名315-1

TEL 055-977-3108

FAX 055-977-6322 久松

発信日

令和5年7月7日

枚数

本紙含む 3 枚

件名

三島市加茂18-3 三島市加茂48-14 ガス配管図の件

連絡事項

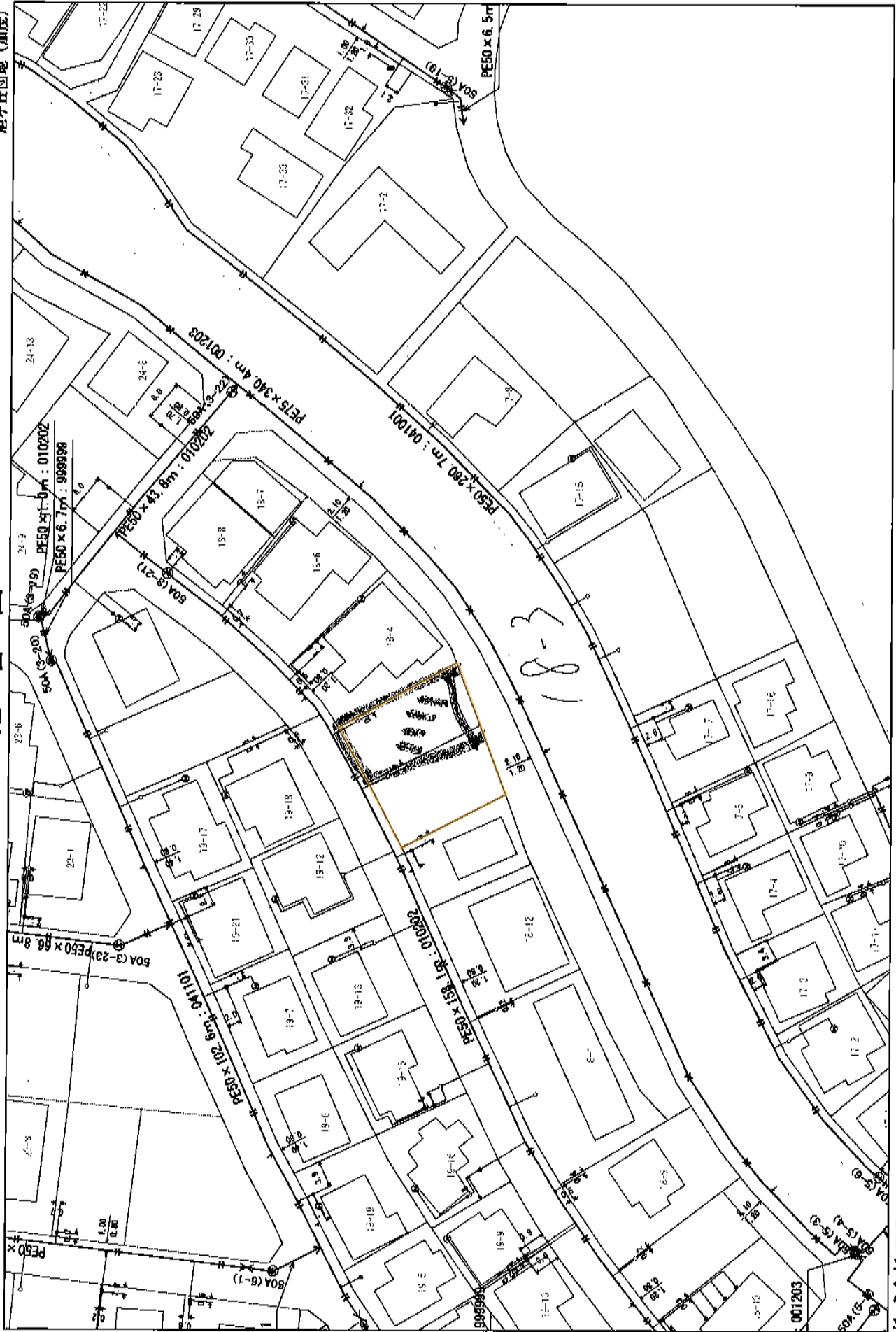
お世話になります。

三島市加茂18-3 三島市加茂48-14のガス配管図作成致しました。

ご確認よろしくお願い致します。

# 配管図

旭ヶ丘団地 (加茂)



株式会社 TOKAI

S = 1/715

2023年 7月 7日 出力

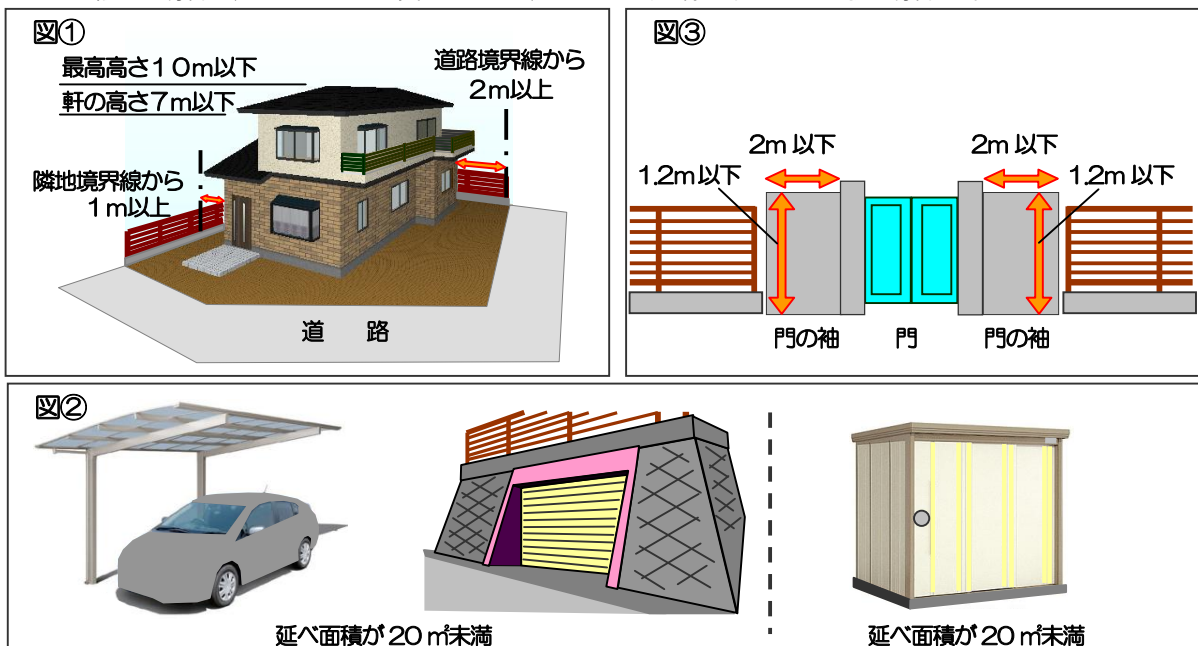


(3) 加茂地区計画 「\*」は地区整備計画の記載事項ではない

地区計画名		加茂地区計画		
区 分		A地区 住宅専用地区	B地区 住宅専用地区	C地区 利便地区
用途地域		第1種低層住居専用地域*		
防火地域・準防火地域		-		
容積率／建蔽率		80*/50*(角地緩和あり)		
最低敷地面積		165㎡	165㎡*	165㎡
適用除外		上記の数値より小さい敷地でも、地区計画の決定以前から建物の敷地として使われているもので、そのまま建物の敷地として使う場合。ただし、登録が必要。		
高さの最高限度		10m、7m(軒高)…下図①		
壁面の位置の制限	道路境界から	外壁面(又は柱面)まで2m以上 (※)…下図①	-	外壁面(又は柱面)まで 2m以上(※)…下図①
	隣地境界から	外壁面(又は柱面)まで1m以上 (※)…下図①	-	外壁面(又は柱面)まで 1m以上(※)…下図①
	適用除外	別棟の車庫及び物置で延べ面積 が20㎡未満のもの…下図②	-	別棟の車庫及び物置で 延べ面積が20㎡未満の もの…下図②
用途の制限 (建築することができる建築物)		(1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所そ の他これらに類する建築基 準法施行令(以下「令」とい う。)第130条の4に規定す る公益上必要な建築物 (5) (1)~(4)の建築物に付属す るもの(令第130条の5に規 定する建築物を除く。)	(1) 住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所、公衆電話所 その他これらに類する令第 130条の4に規定する公 益上必要な建築物 (4) (1)~(3)の建築物に付 属するもの(令第130条の5 に規定する建築物を除く。)	建築基準法別表第2(い) の項に掲げる建築物
設けることのできない工作物		地区内にある施設以外のための広告塔、広告板及び案内板		
設けることのできな いかき・柵の構造		道路に面した組積造・補強コンクリートブロック造・ コンクリート造・その他これらに類する構造		
適用除外		門の袖(高さ1.2m以下、長さ2m以下)や門…下図③		

※建築基準法で床面積に算入される出窓は、外壁面として扱う。

バルコニーを設ける場合で、立ち上がりの材質によっては、バルコニーの先端を外壁面として扱う場合あり。



# 加茂地区計画区域図

S=Free

